上富田町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

上富田町教育委員会

目　次

１．計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

３．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ・・・・・・・・・・・・・ ２

５．関連する取組及び今後のフォローアップ　・・・・・・・・・・・・・ ４

１．計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境は複雑かつ多様化し、教職員に求められる役割は拡大している。このような中、教職員が多様な教育課題への対応、事務量の増加や保護者等への対応、部活動の指導など多くの業務を担っており、長時間勤務が大きな課題となっている。

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、心身ともに健康な状態で専門性を発揮し、いきいきと児童生徒の教育に取り組むことができる環境を整えるため、地方公務員法、公立の義務教育職員の給与等に関する特別措置法、文部科学大臣が定める指針に基づき策定するものである。これにより、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、学習指導要領の理念に基づく質の高い教育活動を実現することを目的とする。

上富田町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者及び地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイング（心身の健康と幸福）を確保し、子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。さらに、取組状況及び課題を継続的に検証し、必要に応じて計画を見直しながら、より効果的な働き方改革を推進する。

（２）本町の現状

和歌山県教育委員会が平成 30 年５月に「教職員の働き方改革推進プラン」を策定し、併せて「教職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」に基づき、時間外在校等時間の上限を示したことを受け、上富田町教育委員会においても、これまで教職員の長時間労働の解消に取り組んできた。

なお、令和６年度における町内小中学校の教諭の時間外在校等時間及びストレスチェックの状況は、下記表のとおりである。

【令和６年度　時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 26.0 時間	16.4%	0.9%
中学校	月 33.1 時間	25.3%	3.0%

【令和６年度　ストレスチェックの状況】

	高ストレスの割合
小学校	9.3%
中学校	18.2%

こうした状況を踏まえ、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務し、事務作業の効率化を図ることにより、子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を十分に確保できるよう、勤務時間を意識した働き方を確立することが、これまで以上に重要

である。

上富田町教育委員会は、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を提供するため、町長部局や和歌山県教育委員会、教育関係団体等と連携し、家庭や地域の理解と協力を得ながら、学校及び教職員の勤務時間の適正化をはじめとする働き方改革を一層推進する必要がある。

２．目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・月４５時間を超える時間外在校等時間がある教職員の割合を、小学校で１０％以下、中学校で１５％以下とする。

・月８０時間を超える時間外在校等時間がある教職員の割合を、小学校及び中学校のいずれも０％とする。

・教員１人あたりの月平均時間外在校等時間を、年間を通じて３０時間程度とする。

（２）「校務の効率化に向けた点検シート」に関する目標

・すべての学校において、「達成できた」とする項目数の割合を１００％とする。

（３）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・教職員１人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を年間１５日以上とする。
※取得日数は年度（４月～３月）ではなく、暦年（１月～１２月）で算出する。

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を、小学校及び中学校のいずれも５％以下とする。

・教職員が児童生徒と関わる時間を確保し、その専門性を十分に発揮できる環境を整備することにより、仕事へのやりがいと心身の健康を両立しながら、いきいきと勤務できることを目指す。

３．計画の期間

本計画の期間は、令和８年度から令和１１年度までの４年間とする。

ただし、計画の進捗状況、制度改正その他の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

〇登下校時の通学路における日常的な見守り活動

・保護者、町社会福祉協議会が運営する地域ボランティア「上富田っ子見守り隊」等による通学路の見守り活動を推進する。

〇放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された場合の対応

・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を有することについて、保護者及び関係機関との共通理解を図る。

〇学校徴収金の徴収・管理

・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進めるとともに、徴収業務の標準化や集金業務の一元化に資するシステムの導入を検討する。

〇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

・保護者等からの相談、過剰な苦情又は不当な要求等について、学校のみで抱え込まず教育委員会が組織的に対応する体制や、学校が弁護士等の専門家を活用しやすい体制の整備に向け、調査研究を行う。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

〇ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・民間事業者による技術支援や外部委託を活用し、ＩＣＴ環境の安定的な保守・管理体制を構築する。

〇部活動

・体制が整った地域クラブから順次活動を開始し、令和１０年度を目標として、地域の実情に応じた部活動の地域展開を推進するとともに、移行期間中の地域連携を推進する。

ウ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

〇授業準備、学習評価及び成績処理

・教員業務支援員等の継続的な配置に加え、校務支援システムや自動採点技術を積極的に活用することにより、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

〇支援が必要な児童生徒及び家庭への対応

・児童生徒が抱える課題に応じ、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉の専門人材、日本語指導支援員等と教師が緊密に連携・協働できる体制を構築し、組織的かつ効果的な支援を推進する。

（２）学校における措置の推進

ア　各学校の教育課程における年間授業時数及び週当たり授業時数については、年度当初の計画段階において、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数（小４以上は年間で 1,086 単位時間以上）を大幅に上回る教育課程を編成している場合は、指導体制に見合ったものとなるよう見直す。

イ　当初の目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内への設定など、日課表を工夫する。

ウ　ＩＣＴを活用し、職員間の情報共有のデジタル化、服務管理その他の校務の効率

化を推進する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守するとともに、次の取組を実施する。

ア　１箇月の時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員について、本人からの申し出その他の法令上の要件を踏まえ、医師による面接指導の案内や健康状態の確認を行う。

イ　１１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に向けて取り組む。

ウ　すべての学校職員を対象にストレスチェックを実施し、その集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を図る。

エ　年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対し計画的な取得を促す。

オ　各学校における長期休業中の学校閉庁日について、夏季休業中の設定日数の拡大や冬季休業中の設定を推進する。

５．関連する取組及び今後のフォローアップ

（１）取組の着実な実施を図るため、町立学校に勤務する教育職員の在校等時間その他の勤務状況を把握し、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

（２）学校における児童生徒等への支援に携わる医療・福祉分野の人材の確保に努め、関係部局及び関係機関と連携して取り組む。

（３）時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、導入している出退勤管理システムにより把握する。その他の目標については、年次有給休暇の取得実績、ストレスチェックの結果等により把握する。

（４）教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が認められる場合は、当該学校に対する聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が継続的に長時間に及ぶ教育職員がいる学校については、その原因及び改善策を個別に検証した上で、学校全体の業務の平準化と校務の効率化が図られるよう、必要な指導・助言を行う。

（５）各学校における働き方改革の取組を促進するため、様々な機会を捉えて本計画を各学校に周知する。また、各学校は、校長をはじめとする管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

（６）保護者及び地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の町内会等に対し、「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容を周知するとともに、具体的な取組への理解と協力が得られるよう努める。